神川町観光施設事業経営戦略

団 体 名 : 神川町

事 業 名 : 観光施設事業(休養宿泊施設)

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計画期間: 令和 2年度 ~ 令和 11年度

<u>1. 事業概要</u>

(1) 事 業 形 態

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用	事業開始年度	平成16年			
事業の種類	観光施設事業 (休養宿泊施設)	施 設 名	冬桜の宿 神泉			
職 員 数						
事業の内容	休養宿泊施設運営事業					
年 間 利 用 状 況 ※単位を明記すること ※過去3年度分を記載	H29 6,054 人	H30 7,265 人	R1 6,245 人			
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H29 85.6%	H30 116.7%	R1 87.5%			
経費回収率 ※過去3年度分を記載	H29 0%	H30 0%	R1 0%			
他 会 計 補 助 金 比 率 ※過去3年度分を記載	H29 85.6%	H30 116.6%	R1 87.5%			
	ア 民間委託					
民間活用の状況	イ 指定管理者制度	指定管理制度(利用料金制度)				
	ウ PPP・PFI					

[※]複数の施設を有する事業にあっては、施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

(2) 料 金 形 態

料金の概要・考え方	料金は、神川町営冬桜の宿神泉条例の規定に基づき、条例の定める金額の範囲内で指定が工夫を凝らし、様々な料金プランを定めている。 ・宿泊料(1泊2食付) スタンダードプラン16,500円/人~ ・日帰り入浴料金 日帰り入浴 大人:540円 小人:320円	定管理者
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)		

(3) 施設を取り巻く環境等 ※周辺施設の状況などわかるよう記載すること。

埼玉県北西部に位置し神山の中腹にある宿。四季折々の花や、全国でも珍しい冬桜が群集する「城峯公園」が近くにあり、冬桜の季節になるとたくさんの人が訪れる。客室からは神流湖(下久保ダム)を見下ろすこともでき景色にも恵まれている。 冬桜の時期はたくさんの人が訪れるが、冬桜の時期以外の集客が課題となっている。

2. 経営の基本方針

指定管理制度を導入し、専門事業者による経営を支援する。

また、「公共施設長期保全計画」により、民間への移譲等を視野に入れた中長期にわたる修繕、改修を計画的に行うことを基本方針とする。

3. 投資・財政計画(収支計画)

- (1)投資・財政計画(収支計画):別紙のとおり
- (2)投資・財政計画(収支計画)の策定にあたっての説明
- ① 収支計画のうち投資についての説明

平成16年の建物の竣工から15年程が経過し、建物や付帯施設に係る修繕が今後増えていくことが想定される中、将来の人口見通しや財政状況を踏まえると、現在神川町が保有する公共施設を、将来にわたって全て維持し続けていくことは困難な状況にある。

「神川町公共施設再配置計画」では、将来、当施設の民間への譲渡を視野に入れており、「神川町公共施設長期保全計画」により今後の設備投資を行っていく。

② 収支計画のうち財源についての説明

指定管理制度(利用料金制度による)を導入しているが、指定管理料や施設管理に係る不足額が恒常的に発生している状態であり、一般会計から繰入金を充当している。

繰入金を抑えるため指定管理者のノウハウを生かし、協議の上その経営を支援していく。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

指定管理者制度導入にあたり、指定管理料が経費の大半となっている。指定管理者との管理運営との協定では指定管理料の 上限を定め、事業計画の収支見込額を実際の収支が上回った場合、指定管理料の調整を協議することになっている。民間のノウ ハウを活用し、指定管理者と協議し、協働して効率的な経営を目指していく。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

- *1 (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
- *2 複数の施設を有する事業にあっては、施設ごとの考え方・検討状況がわかるよう記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

投資の平準化に関する事項	施設の修繕箇所を精査し、計画的な投資を行う。
協設主が総合・統分・及じに関する単位	民間への譲渡を視野に入れ、5年に1度指定管理者を募集する。応募がない場合 は休止、事業廃止等検討する。
防災・安全対策に関する事項	定期的な点検を実施し、修繕の優先順位を決定し、利用者の安全確保に努める。
民間の活力の活用に関する事項 (PPP・PFI など)	指定管理制度を基本としつつ、有効な方法を研究する。
その他	なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料金単価に関する事項	指定管理者と協議し、同業他者の料金単価も参考にしながら必要に応じて検討する
利用状況に関する事項	指定管理者と協議し必要に応じて検討する。
繰入金に関する事項	指定管理者との管理運営に関する協定を基礎に、指定管理者との協議を行う。
資産の有効活用に関する事項	指定管理者と協議し必要に応じて検討する。
その他	なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間の活力の活用に関する事項 (指定管理者制度、PPP・PFI など)	指定管理制度を基本とする。
職員給与費に関する事項	なし
委託費に関する事項	指定管理制度を導入済
その他	なし

4. 公営企業として実施する必要性など

* 複数の施設を有する事業にあっては、施設ごとの考え方が分かるよう記載すること。

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	神川町の主要観光地である城峯公園は冬桜が群集することで知られており年間約5万人が訪れる。しかし、その周辺の観光宿泊施設は町内に1軒だけであり神川町の重要な観光振興施設となっている。
公営企業として実施する必要性	町内への誘客を図るうえでの主要観光拠点である城峯公園とともに連携して運営しているが、両施設が連携したノウハウを継承しつつ、施設老朽化にともなう費用対効果を考え、 民間への譲渡等も視野に入れ、譲渡時期や条件等も検討していく。

【参考】「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について(通知)」(平成23年12月28日付け総務副大臣通知) 抜粋

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円.%)

															(単位:	<u>: 千円, %)</u>
				年 度	前々年度	前年度	本年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
		区 分			(決算)											
		1 総	収	益 (A)		20,746	20,917	25,806	32,000	36,000	27,000	50,000	29,000	27,000	27,000	28,000
		(1) 営		収 益 (B)												
	収券	ア	料 金	収 入												
	益的			事 収 益(C)												
	収	ウ		の 他												
収	入	(2) 営	業外	収 益		20,746	20,917	25,806	32,000	36,000	27,000	50,000	29,000	27,000	27,000	28,000
'^		ア	他会計	繰 入 金		20,740	20,911	21,400	31,994	35,994	26,994	49,994	28,994	26,994	26,994	27,994
益		1		の 他		6	6		6	6	6	6	6	6	6	6
١		2 総	費	用 (D)	19,549	23,683	20,981	26,693	32,000	36,000	27,000	50,000	29,000	27,000	27,000	28,000
的		(1) 営	業	費用		23,683	20,981	26,693	32,000	36,000	27,000	50,000	29,000	27,000	27,000	28,000
ılσ	ılπ	ア		給 与 費												
収支	益			退職手当												
支	的	1	-	の他		23,683	20,981	26,693	32,000	36,000	27,000	50,000	29,000	27,000	27,000	28,000
	支出	(2) 営	業外	費用												
	出	ア	支払	利息												
				寺借入金利息												
				費平準化債分												
		<u> </u>	-	の 他		A 0.007	A 04	A 007								
-			差引	(A)-(D) (E)	3,267	△ 2,937	△ 64	△ 887					1.40.000	00.000	400.000	
		1 資	<u>本的</u> 方	収 入 (F)			984						146,000	98,000	460,000	
		(1) 地 う <i>t</i>														
	資						984						146,000	98,000	460,000	
	本的	(2) 他 (3) 他		補 助 金 借 入 金			984						140,000	98,000	460,000	
資	収															
具	入	(5) 国 (<u>老 </u>													
本		(6) I	事 負	担金												
		(7) そ	サータの													
的							984						146,000	98,000	460,000	
1,5		<u>2</u> <u>負</u> (1) 建		良費			702						146,000	98,000	460,000	
収	資	(1)	うち職				702						140,000	30,000	+00,000	
支	本的	(2) 地		選金(H)												
^	的	_/ /														
	支出	(3) 他会		入金返還金												
	1		会計への													
		(5) そ	<u> </u>	<u>, </u>			282									
				(F)-(G) (I)			202									
Ь		- ^		, ,, (1)									!			

投資・財政計画 (収支計画)

												(単位:	千円,%)
区分	年 度 	前々年度	前年度	本年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
		(次 昇 /											
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	3,267	△ 2,937	△ 64	△ 887								
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	621	3,889	951	887								
前年度繰上充用金	(M)												
	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	3,888	952	887									
翌年度へ繰り越す													
実質収支黒	字 (P)	3,888	952	887									
(N)-(O) 赤	字 (Q)												
	(Q) B)-(C) ×100)												
	$\frac{(A)}{D)+(H)} \times 100$)	117	88	100	97	100	100	100	100	100	100	100	100
地方財政法施行令第16条第1項 資 金 の 不	により算定した 足 額 (R)												
営業収益一受託工事」	収益 (B)-(C) (S)												
地方財政法による資金不足の比率	((R)/(S) × 100)												
健全化法施行令第16条により算 資 金 の 不 足	額												
健全化法施行規則第6条に規 解 消 可 能 資 金 不	足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算事 業 の 規	定した 模 (V)	94,557	90,903	56,333	50,000	60,000	70,000	80,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率	((T)/(V) × 100)												
他会計借入金列													
地 方 債 残	高 (X)												
〇他会計繰入金			., <u>.</u>									(単	位:千円)
年	度	前々年度	前年度	+ + +		45.5	- 	о <i>с</i> - <u>н</u>	3.F. #	0.F.#	٠, ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ	10.F.E	44.5-
区分		(決算)	(決算 見込		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
収益的収支分		22,810	20,740	20,911	21,400	31,994	35,994	26,994	49,994	28,994	26,994	26,994	27,994
	準 内 繰 入 金												
う ち 基	準外繰入金	22,810	20,740	20,911	21,400	31,994	35,994	26,994	49,994	28,994	26,994	26,994	27,994
資本的収支分				984						146,000	98,000	460,000	
	準 内 繰 入 金												
	準 外 繰 入 金			984						146,000	98,000	460,000	
合 計		22,810	20,740	21,895	21,400	31,994	35,994	26,994	49,994	174,994	124,994	486,994	27,994